

## 岡山市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

### 1 策定の趣旨

- 我が国の高齢化が急激に進行する中、岡山市における高齢者人口は、2015（平成27）年の約17万5千人から、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年には約19万5千人となり、高齢化率は24.7%から27.0%まで上昇することが見込まれています。
- 特に、75歳以上の後期高齢者は、2015（平成27）年の約8万4千人から、2025（平成37）年には約11万6千人となり、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者のさらなる増加と、これに伴う保険給付費の増大が見込まれています。
- また、高齢者を取り巻く状況を見ると、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、人間関係の希薄化等による地域コミュニティでの支え合い機能の低下、在宅での介護・療養へのニーズの高まり等への対応が重要な課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、市民と協働して地域ごとに医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」を構築していくことが求められています。
- 本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年度を見据えて策定した第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の「地域包括ケアシステムの実現」の理念を継承し、その段階的な構築に向けて、介護保険制度を含めた高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開していくために策定するものです。

### 2 計画期間等

計画期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。  
2020（平成32）年度中には、計画の見直しを行い、2021（平成33）年から2023（平成35）年までを期間とする次期計画を策定します。



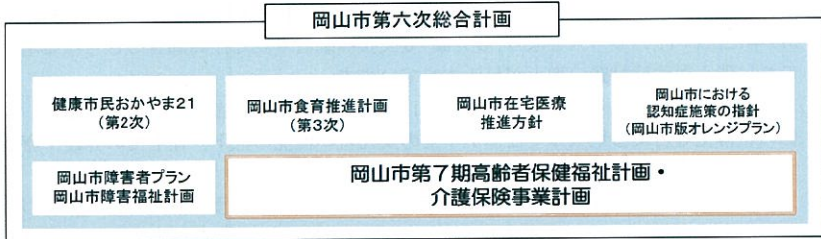
### 3 計画の位置付け

#### (1) 法定根拠

介護保険法第117条の規定に基づき、老人福祉法第20条の8第1項に規定する高齢者保健福祉計画と一体的に介護保険事業計画を策定します。

#### (2) 岡山市における計画上の位置付け

本計画は、岡山市政の基本指針である岡山市第六次総合計画を上位計画とし、保健福祉分野に関する個別計画の一つとして、関連する計画との整合性を図りながら策定します。



### 4 策定スケジュール

- |         |      |           |
|---------|------|-----------|
| 平成 29 年 | 5 月  | 計画の策定について |
|         | 7 月  | 関係者ヒアリング等 |
|         | 10 月 | 骨子案の公表    |
|         | 11 月 | 計画素案の公表   |
|         | 12 月 | パブリックコメント |
| 平成 30 年 | 2 月  | 計画案の公表    |
|         | 3 月  | 計画策定・公表   |

		29年度															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
議会				6月議会				9月議会				11月議会				2月議会	
審議会・市民参加	保健福祉政策審議会		5/23 ①		②		③		④		⑤						● 策定
			策定について		ヒアリング等		骨子案		素案		パブリックコメント		案				
			・策定趣旨 ・策定スケジュール ・介護保険制度の改正案 ・高齢者基本データ (人口、世帯等)		・関係者ヒアリング ・高齢者を取り巻く状況 (実態調査結果、詳細データ)		・基本理念、基本方針、 経費体系 ・6期計画の進捗状況		・将来推計 (人口、高齢者、要介護認定者) ・保険料・給付費の推計 ・パブコメの実施		・計画案 ・介護保険制度改正の詳細 ・パブコメの結果						

### 5 市民の意見反映

- 地域に居住する高齢者の実態、課題等を把握するために「高齢者実態調査」と「特別養護老人ホーム待機者状況調査」を実施しています。
- また、関係者からのヒアリングの実施を検討するとともに、計画素案についてパブリックコメントを実施することにより、幅広い市民意見の把握に努めます。